

承認第 3 号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出
三宅町長 森田 浩司

令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算に関する専決処分書

令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算は、子育て世帯臨時特別給付金事業で新たに繰越明許費を追加することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日
三宅町長 森田 浩司

令和 3 年度

三宅町一般会計
第 1 3 回補正予算書

令和 3 年度三宅町一般会計第 1 3 回補正予算

令和 3 年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第 1 条 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日専決
三宅町長 森 田 浩 司

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金事業	400
合 計			400